

令和 6 年 7 月 22 日

東京、北海道事業の総ざらい等に関する JESCO の取組状況

PCB 処理営業部

令和 4 年 5 月に変更されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、東京及び北海道事業エリアにおいては、事業終了準備期間を活用した処理が継続されている。また、西日本の北九州・大阪・豊田の 3 事業所については令和 6 年 3 月末をもって処理事業を終了したが、その後当該 3 事業エリアで発見された高濃度 PCB 廃棄物の北海道事業所での受入れについて、環境省から北海道及び室蘭市に対して要請を行い、安全かつ令和 7 年度末までの処理計画に影響を与えない範囲での処理等を条件に、同意が得られたところである。このような情勢の変化を踏まえつつ、各事業エリアでは、関連する自治体、地方環境事務所等と連携して保管事業者への対応を実施し、掘り起こし・総ざらいの取組を進めている。

1. 東京及び北海道事業エリアの状況

1) 変圧器・コンデンサー等に関する処理

- 東京及び北海道事業エリアの変圧器・コンデンサー等に関しては、共に令和 4 年度末に計画的処理完了期限を迎え、令和 5 年 4 月以降事業終了準備期間を活用した処理を続けている。自治体や地方環境事務所に未搬入保管事業者等の情報を共有し、自治体の立入調査・指導への同行も行いながら、連携して対応している。
- 令和 5 年 4 月以降の事業終了準備期間に新規登録された保管事業者は、7 月 12 日時点で、東京事業エリアでは 155 件（変圧器 3 台、コンデンサー 370 台、廃 PCB 油 5.6t、保管容器 64 台）、北海道事業エリアでは 154 件（変圧器 9 台、コンデンサー 225 台、保管容器 3 台）となっている。
- 令和 6 年 7 月 12 日時点で各事業所へ未搬入の保管事業者は、東京事業エリアでは 29 件（変圧器 2 台、コンデンサー 106 台、廃 PCB 油 0.3t、保管容器 4 台）、北海道事業エリアでは 35 件（変圧器 1 台、コンデンサー 43 台、廃 PCB 油 0.1t、保管容器 1 台）となっている。

2) 安定器・汚染物等に関する処理

- 標記エリアでは、令和 5 年度末に計画的処理完了期限を迎え、現在は事業終了準備期間を活用した処理を進めている。自治体や地方環境事務所に未搬入保管事業者等の情報を共有し、自治体の立入調査・指導への同行も行いながら、連携して対応している。
- 一昨年度に引き続き、令和 5 年度も、各自治体の担当職員向けに、安定器に対する最終盤での掘り起こし調査の一助となるよう、照明器具のラベル情報や安定器

の銘板情報により PCB 使用・不使用を判別するための最新の知見を提供するための「PCB 使用安定器の判別等に関する研修会」を地方環境事務所や自治体と連携して開催した。今年度もこうした取組を引き続き実施している。また、自治体からの相談に基づき、PCB 使用安定器の掘り起こし調査への協力として、照明器具や安定器の写真による確認及び判定や現地調査等を実施している。

○JESCO では、北海道と東京の両営業課課員をそれぞれ併任として、変圧器・コンデンサー等への対処と合わせて一体的に保管事業者への対応ができるよう、体制を強化している。

2. 北九州、大阪、豊田事業エリアの状況

○標記エリアに関して、令和 5 年度で JESCO の各事業所による処理事業を終了したが、前述したように、当該エリアでその後新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物に関しては、令和 7 年度末までの間、北海道事業所において受入を行う方向となっている。

○JESCO では、上記への対応として西日本に広く分散する保管事業者の情報把握と円滑な処理委託契約を進めるため、本社営業部に保管者支援課西日本分室を設置し、関係者との連携の元で情報把握等に努めている。

3. 今後の対応

○現在のところ、各事業エリアにおいて処理手続難航者はいないが、東京事業所及び北海道事業所での処理は、令和 7 年度末までには終了することとされていることなども踏まえ、全事業所での処理完遂に向け、より一層関係機関との連携を強化して取り組んでいく。

○加えて、西日本の各事業エリアについては、環境省の方針に従い、自治体、地方環境事務所等と連携して、新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物等に関する情報共有等を図るとともに、保管事業者に対して JESCO への登録・処理委託契約の促進を図るべく取組を進める。

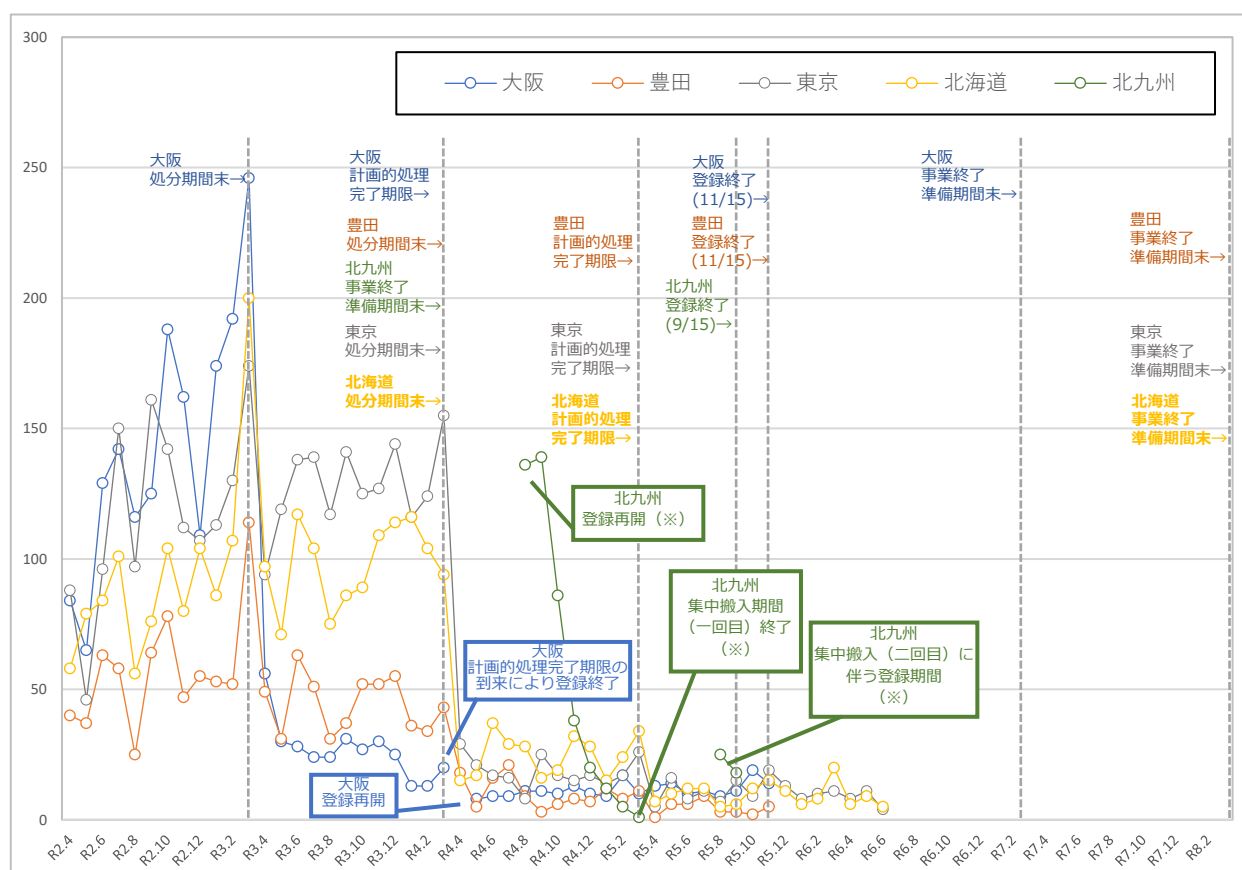
【参考】新規登録事業場件数の推移

(1) 変圧器・コンデンサー等

- ・東京及び北海道事業エリアでは、令和 5 年度は令和 4 年度と同程度か若干少ない件数となっており、横ばい傾向で推移している。＜図 1＞

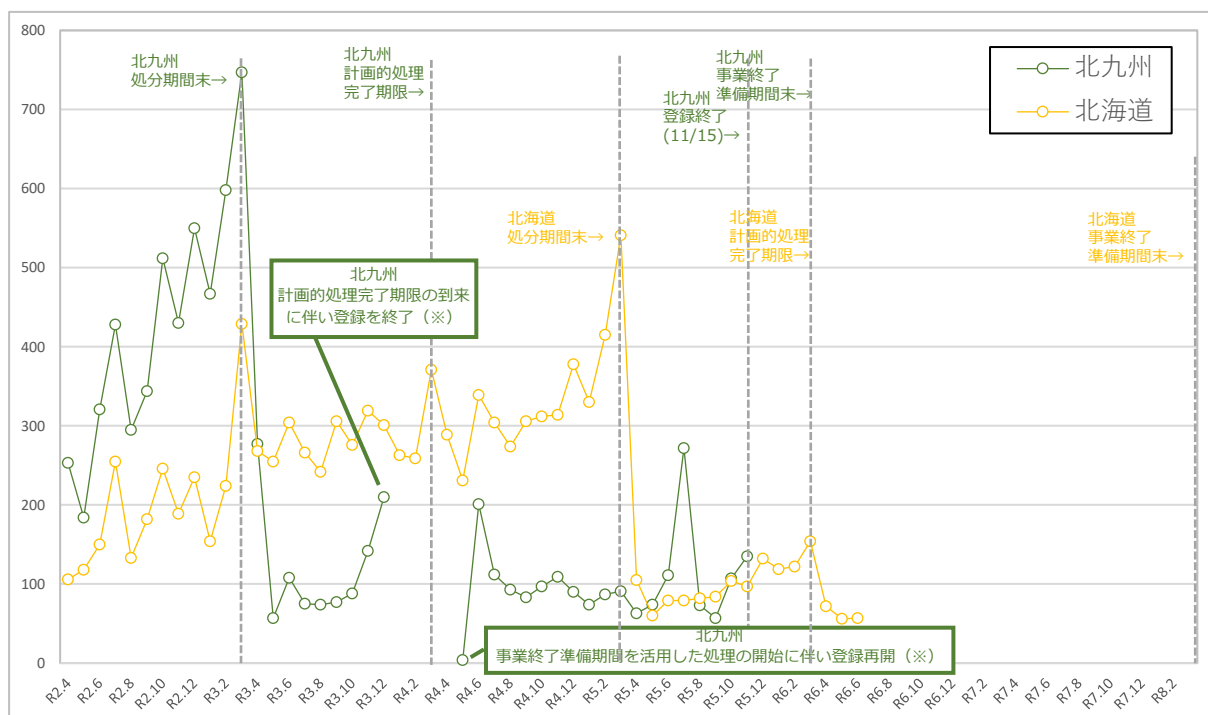
(2) 安定器・汚染物等

- ・北海道・東京事業エリアでは、令和 2 年 4 月以降は処分期間末に向けて緩やかな増大傾向となり、処分期間末直後の令和 5 年 4 月は、北九州・大阪・豊田事業エリアでの処分期間末直後と同様に、件数が大幅に減少した。その後、令和 5 年度末の計画的処理完了期限にかけて登録件数は上昇傾向がみられた。＜図 2＞



※ 北九州事業エリアについては、計画的処理完了期限（H31.3）後、H31.4～R4.5は新規登録を受け付けていない。大阪及び豊田事業所での広域処理に向けた登録再開（R4.6）後、R4.6～R4.7は保管現場での廃棄物確認や保管事業者への意向確認等の手続きを進めており、新規登録は無し。また、一回目の集中搬入期間（R4.10～R5.3）の終了後、一旦新規登録を停止し、R5.11～12に設定された二回目の集中搬入期間に向けて再度R5.8～9に新規登録を受け付けた。

図1 北九州・大阪・豊田・東京・北海道事業エリアの新規登録事業場件数（変圧器・コンデンサー等）



※ 北九州事業エリアについては、計画的処理完了期限末（R4.3）の到来に伴い、R4.1～4は新規登録を受け付けていない。その後、事業終了準備期間を活用した処理を行うとの環境省の方針を受け、R4.5以降新規登録を再開した。

図2 北九州・北海道両施設での新規登録事業場件数（安定器・汚染物等）